

★ 食品衛生法施行細則及び広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第六十八号）（生活衛生課）

一 改正の要旨

食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の一部改正に伴い、健康被害の報告等における報告事項を定めるとともに、報告の受付の事務を保健所長に委任する事務に追加するなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年十一月一日